

「大学等における修学の支援に関する法律」制定に伴う、  
2020年度 産業技術短期大学入学試験要項（特待生入学試験・特別奨学金）の補足について

## 産業技術短期大学

この度、本学においては、「大学等における修学の支援に関する法律」第7条に規定される「確認大学等」の認定を受けることが決定しました。

つきましては、2020年度 産業技術短期大学特待生入学試験（Ⅰ期/Ⅱ期/Ⅲ期、センター試験利用A/B）により特待生または特別奨学生として産業技術短期大学に入学した者で、同法による授業料等減免対象者に対する授業料等の減免または奨学金の給付の取扱いは、次のとおりとします。（ただし、入学前の所定の期間に、「免除額納入猶予願い」の提出が必要です。）

- ① 特待生 A 入学、かつ本学の特別奨学金を申請していない者
- ② 特待生 A 入学、かつ本学の特別奨学金を申請している者
- ③ 特待生 B 入学、かつ本学の特別奨学金を申請していない者
- ④ 特待生 B 入学、かつ本学の特別奨学金を申請している者

## 1. 入学金（①～④共通）

入学金から、当該入学者が「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき認定された免除額を除いた金額を納入いただくことになります。

住民税非課税世帯は全額免除となります。住民税非課税世帯に準じる世帯（支援区分 2/3 または 1/3）は、入学金と免除額との差額を納入いただく必要があります。

## 2. 授業料、学園維持金 ※取扱いは、前期、後期それぞれ同じです。

## ① 特待生 A 入学、かつ本学の特別奨学金を申請していない者

<授業料> (87万円/年 ※半期 43万5,000円)

授業料（半期 435,000 円）から、当該入学者が「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき認定された額（半期分）を免除し、ついで、授業料（半期）との差額を本学が免除します。授業料は全額免除となります。

<学園維持金> (35万円/年 ※半期 17万5,000円)

学園維持金（半期 175,000 円）を本入試制度により全額免除します。

## ② 特待生 A 入学、かつ本学の特別奨学金を申請している者

<授業料> (87万円/年 ※半期 43万5,000円)

2020年度入学試験要項（20P）に記載のとおり、特待生 B 合格者として入学した場合に限り特別奨学金の受給資格が得られますので、特待生 A 合格による入学者は、「① 特待生 A 入学、かつ本学の特別奨学金を申請していない者」と同じ扱いになります。

<学園維持金> (35万円/年 ※半期 17万5,000円)

「① 特待生 A 入学、かつ本学の特別奨学金を申請していない者」と同じ扱いになります。

## ③ 特待生 B 入学、かつ本学の特別奨学金を申請していない者

<授業料> (87万円/年 ※半期 43万5,000円)

授業料（半期 435,000 円）から、当該入学者が「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき認定された額（半期分）を免除し、ついで、授業料の 2 分の 1 に相当する額（217,500 円）を上限に免除します。ただし、『「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき認定された免除額（半期分）』と本学免除額を合せて、半期授業料相当額の 435,000 円を超えることはありません。

<学園維持金> (35万円/年 ※半期 17万5,000円)

学園維持金（半期 175,000 円）の 2 分の 1 に相当する額（87,500 円）を免除します。

## ④ 特待生 B 入学、かつ本学の特別奨学金を申請している者

<授業料> (87万円/年 ※半期 43万5,000円)

<学園維持金> (35万円/年 ※半期 17万5,000円)

授業料（半期 435,000 円）から、当該入学者が「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき認定された額（半期分）を免除し、ついで 40 万円（半期）を上限に奨学金を給付します。ただし、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき認定された免除額と特別奨学金（いずれも半期）の合計額が、授業料および学園維持金（いずれも半期）の合計額である 61 万円を超えることはありません。

以上